

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係） . . . . . 1

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係） . . . . . 14

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三条関係） . . . . . 17

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 機関</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第六節 補給本部（第四十八条の五―第四十八条の八）</p> <p>第七節 委任規定（第四十九条）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（防衛大臣直轄部隊）</p> <p>第十五条 海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊は、自衛艦隊、地方隊、情報作戦集団、教育航空集団、練習艦隊その他防衛大臣の定める部隊とする。</p> <p>（自衛艦隊）</p> <p>第十五条の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び水上艦隊一、航空集団一、潜水艦隊一、開発隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は自衛艦隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは自衛艦隊司令部以外の部隊の</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 機関</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 補給統制本部（第四十八条の五・第四十八条の六）</p> <p>第七節 補給本部（第四十八条の七―第四十八条の九）</p> <p>第八節 委任規定（第四十九条）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（防衛大臣直轄部隊）</p> <p>第十五条 海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、通信隊群その他防衛大臣の定める部隊とする。</p> <p>（自衛艦隊）</p> <p>第十五条の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊一、航空集団一、潜水艦隊一、掃海隊群一、艦隊情報群一、海洋業務・対潜支援群一、開発隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は自衛艦隊司令部以外の部</p>

一部を編成に加えないことができる。

(水上艦隊)

第十六条の三 水上艦隊は、水上艦隊司令部及び水上戦群三、水陸両用戦機雷戦群一、哨戒防備群一、水上訓練指導群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、水上艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(水上艦隊司令官)

第十六条の四 水上艦隊司令官は、海将をもつて充てる。

2 水上艦隊司令部の事務は、水上艦隊司令官が掌理するものとする。

(水上艦隊司令部)

第十六条の五 水上艦隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2 幕僚長は、水上艦隊司令官を補佐し、水上艦隊司令部の部内の事務を整理する。

(削る)

隊の数を増加し、若しくは自衛艦隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(護衛艦隊)

第十六条の三 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部、護衛隊群四及び海上訓練指導隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、護衛艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(護衛艦隊司令官)

第十六条の四 護衛艦隊司令官は、海将をもつて充てる。

2 護衛艦隊司令部の事務は、護衛艦隊司令官が掌理するものとする。

(護衛艦隊司令部)

第十六条の五 護衛艦隊司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

2 幕僚長は、護衛艦隊司令官を補佐し、護衛艦隊司令部の部内の事務を整理する。

(掃海隊群)

第十六条の十二 掃海隊群は、掃海隊群司令部及び三以上の掃海隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(掃海隊群司令)

(削る)

(削る)

(水上戦群)

第十七条 水上戦群は、水上戦群司令部及び水上戦隊三その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、水上戦群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(水上戦群司令)

第十八条 水上戦群の長は、水上戦群司令とする。

2 水上戦群司令は、海将補をもつて充てる。

(水陸両用戦機雷戦群)

第十八条の二 水陸両用戦機雷戦群は、水陸両用戦機雷戦群司令部及び水陸両用戦隊一、機雷戦隊七その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、水陸両用戦機雷戦群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

第十六条の十三 掃海隊群の長は、掃海隊群司令とする。

2 掃海隊群司令は、海将補をもつて充てる。

3 掃海隊群司令部の事務は、掃海隊群司令が掌理するものとする。

(掃海隊群司令部)

第十六条の十四 掃海隊群司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等海佐をもつて充てる。

2 幕僚長は、掃海隊群司令を補佐し、掃海隊群司令部の部内の事務を整理する。

(護衛隊群)

第十七条 護衛隊群は、護衛隊群司令部及び護衛隊二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、護衛隊群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(護衛隊群司令)

第十八条 護衛隊群の長は、護衛隊群司令とする。

2 護衛隊群司令は、海将補をもつて充てる。

(海上訓練指導隊群)

第十八条の二 海上訓練指導隊群は、海上訓練指導隊群司令部及び海上訓練指導隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

できる。

(水陸両用戦機雷戦群司令)

第十八条の三 水陸両用戦機雷戦群の長は、水陸両用戦機雷戦群司令とする。

2 水陸両用戦機雷戦群司令は、海将補をもつて充てる。

3 水陸両用戦機雷戦群司令部の事務は、水陸両用戦機雷戦群司令が掌理するものとする。

(水陸両用戦機雷戦群司令部)

第十八条の四 水陸両用戦機雷戦群司令部に、幕僚長一人を置く。

幕僚長は、一等海佐をもつて充てる。

2 幕僚長は、水陸両用戦機雷戦群司令を補佐し、水陸両用戦機雷戦群司令部の部内の事務を整理する。

(哨戒防備群)

第十八条の五 哨戒防備群は、哨戒防備群司令部及び哨戒防備隊五

その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、哨戒防備群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(哨戒防備群司令)

第十八条の六 哨戒防備群の長は、哨戒防備群司令とする。

2 哨戒防備群司令は、一等海佐をもつて充てる。

(水上訓練指導群)

(海上訓練指導隊群司令)

第十八条の三 海上訓練指導隊群の長は、海上訓練指導隊群司令とする。

2 海上訓練指導隊群司令は、一等海佐をもつて充てる。

(新設)

(新設)

(新設)

第十八条の七 水上訓練指導群は、水上訓練指導群司令部及び水上訓練指導隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(水上訓練指導群司令)

第十八条の八 水上訓練指導群の長は、水上訓練指導群司令とする。

2 水上訓練指導群司令は、一等海佐をもつて充てる。

第十八条の九、第十八条の十二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

第十八条の四、第十八条の七 (略)

(艦隊情報群)

第十八条の八 艦隊情報群は、艦隊情報群司令部及び情報隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(艦隊情報群司令)

第十八条の九 艦隊情報群の長は、艦隊情報群司令とする。  
2 艦隊情報群司令は、一等海佐をもつて充てる。

(海洋業務・対潜支援群)

第十八条の十 海洋業務・対潜支援群は、海洋業務・対潜支援群司令部及び対潜資料隊、対潜評価隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(海洋業務・対潜支援群司令)

第十八条の十一 海洋業務・対潜支援群の長は、海洋業務・対潜支援群司令とする。

第十八条の十三・第十八条の十四 (略)

(地方隊の部隊)

第二十一条 地方隊の地方総監部以外の部隊は、地区隊、基地隊、教育隊、艦隊基地隊その他防衛大臣の定める部隊とする。

(地区隊)

第二十一条の二 地区隊は、地区総監部及び艦隊基地隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(基地隊の名称等)

第二十二条 (略)

(情報作戦集団)

第二十二条の二 情報作戦集団は、情報作戦集団司令部及び作戦情報群、サイバー防護群その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(情報作戦集団司令官)

第二十二条の三 情報作戦集団司令官は、海将をもつて充てる。

2 情報作戦集団司令部の事務は、情報作戦集団司令官が掌理するものとする。

2 海洋業務・対潜支援群司令は、海将補をもつて充てる。

第十八条の十二・第十八条の十三 (略)

(地方隊の部隊)

第二十一条 地方隊の地方総監部以外の部隊は、掃海隊、ミサイル艇隊、地区隊、基地隊、教育隊、警備隊、防備隊その他防衛大臣の定める部隊とする。

(地区隊)

第二十一条の二 地区隊は、地区総監部及び警備隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(基地隊の名称等)

第二十二条 (略)

(新設)

(新設)

(情報作戦集団司令部)

第二十二條の四 情報作戦集団司令部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、海将補をもつて充てる。

(新設)

2 幕僚長は、情報作戦集団司令官を補佐し、情報作戦集団司令部の部内の事務を整理する。

(作戦情報群)

第二十二條の五 作戦情報群は、作戦情報群司令部及び情報収集隊、気象海洋情報隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(新設)

(作戦情報群司令)

第二十二條の六 作戦情報群の長は、作戦情報群司令とする。

(新設)

2 作戦情報群司令は、海将補をもつて充てる。

(サイバー防護群)

第二十二條の七 サイバー防護群は、サイバー防護群司令部及びサイバー防護隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(新設)

(サイバー防護群司令)

第二十二條の八 サイバー防護群の長は、サイバー防護群司令とする。

(新設)

2 サイバー防護群司令は、一等海佐をもつて充てる。

第二十二條の九 第二十二條の十三 (略)

第二十二條の二 第二十二條の六 (略)

第二十五条 削除

(削る)

(防衛大臣直轄部隊)

第二十八条 法第二条第四項に規定する航空自衛隊（以下「航空自衛隊」という。）の防衛大臣直轄部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、宇宙作戦団その他防衛大臣の定める部隊とする。

(航空総隊)

第二十八条の二 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊四、警戒航空団一、航空救難団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空総隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(警戒航空団)

第三十条の三 警戒航空団は、警戒航空団司令部及び飛行群二、整備群二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部

(通信隊群)

第二十五条 通信隊群は、通信隊群司令部及び通信隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(通信隊群司令)

第二十五条の二 通信隊群の長は、通信隊群司令とする。  
2 通信隊群司令は、一 等海佐をもつて充てる。

(防衛大臣直轄部隊)

第二十八条 法第二条第四項に規定する航空自衛隊（以下「航空自衛隊」という。）の防衛大臣直轄部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団その他防衛大臣の定める部隊とする。

(航空総隊)

第二十八条の二 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊四、警戒航空団一、航空救難団一、航空戦術教導団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空総隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(警戒航空団)

第三十条の三 警戒航空団は、警戒航空団司令部及び飛行警戒管制群一、飛行警戒監視群一、整備群二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めると

隊を編成に加え、又は警戒航空団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは警戒航空団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(削る)

第三十条の七、第三十条の十二 (略)

(宇宙作戦団)

第三十条の十三 宇宙作戦団は、宇宙作戦団司令部及び宇宙作戦群一、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は宇宙作戦団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは宇宙作戦団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

きは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は警戒航空団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは警戒航空団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空戦術教導団)

第三十条の七 航空戦術教導団は、航空戦術教導団司令部及び飛行教導群一、高射教導群一、電子作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空戦術教導団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空戦術教導団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空戦術教導団司令)

第三十条の八 航空戦術教導団の長は、航空戦術教導団司令とする。

2 航空戦術教導団司令は、空将補をもつて充てる。

第三十条の九、第三十条の十四 (略)

(新設)

(宇宙作戦団司令)

第三十条の十四 宇宙作戦団の長は、宇宙作戦団司令とする。

2 宇宙作戦団司令は、空将補をもつて充てる。

(陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務)

第三十三条の二 陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
(略) 陸上自衛隊 システム通 信・サイバ ー学校	(略)	(略)

(削る) (削る) (削る)

(新設)

(陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務)

第三十三条の二 陸上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
(略) 陸上自衛隊 システム通 信・サイバ ー学校	(略)	(略)

(新設) (新設) (新設)

陸上自衛隊 茨城県稲

武器科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに

(略)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(削る)	(削る)	(削る)

(海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務)  
第三十四条 海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

校	海上自衛隊 第一術科学	江田島市	砲術、水雷、掃海、航海及び応急に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、これらの術科に関する部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。
校	海上自衛隊 第二術科学	横須賀市	機関、電機、工作、通信等に必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、これらの術科に関する部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。

武器学校	敷郡阿見町	に、武器科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 需品学校	松戸市	需品科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、需品科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 輸送学校	東京都練馬区	輸送科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、輸送科部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。
(略)	(略)	(略)

(海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務)  
第三十四条 海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

校	海上自衛隊 第一術科学	江田島市	砲術、水雷、掃海、航海、通信及び応急に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、これらの術科に関する部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。
校	海上自衛隊 第二術科学	横須賀市	機関、電機、工作等に必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、これらの術科に関する部隊の運用等に関する調査研究を行うこと。

(略)	(略)	査研究を行うこと。
-----	-----	-----------

第六節 補給本部

(陸上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の五 陸上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
陸上自衛隊 補給本部	東京都北 区	陸上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに陸上自衛隊の補給処の管理並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。

(削る)

(削る)

第四十八条の六、第四十八条の八 (略)

(略)	(略)	を行うこと。
-----	-----	--------

第六節 補給統制本部

(補給統制本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の五 補給統制本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
陸上自衛隊 補給統制本部	東京都北 区	陸上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。

(副本部長)

第四十八条の六 補給統制本部に、副本部長一人を置く。副本部長は、自衛官をもつて充てる。

- 2 副本部長は、補給統制副本部長を助け、部務を整理する。
- 3 副本部長は、補給統制副本部長に事故があるとき、又は補給統制副本部長が欠けたときは、補給統制副本部長の職務を行う。

第七節 補給本部

第四十八条の七、第四十八条の九 (略)

第七節 (略)

(削る)

第四十九条 この章に定めるもののほか、機関の内部組織その他機  
関に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範圍)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に  
規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る  
部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち  
、次に掲げるものとする。

一 十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(麻薬及び向精神薬取締法等の適用を除外される部隊又は補給処)

第二百五十九条 法第百十五条の三第一項に規定する自衛隊の部隊又は  
補給処で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 治療、救護又は衛生器材の補給の業務を行う自衛隊の部隊

二 陸上自衛隊及び航空自衛隊の補給処

(削る)

第八節 (略)

(委任規定)

第四十九条 本章に定めるもののほか、機関の内部組織その他機  
関に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範圍)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に  
規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項（第一号に係る  
部分に限る。）の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち  
、次に掲げるものとする。

一 十一 (略)

十二 補給統制本部長

十三 (略)

(麻薬及び向精神薬取締法等の適用を除外される部隊又は補給処)

第二百五十九条 法第百十五条の三第一項に規定する自衛隊の部隊又は  
補給処で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 治療、救護又は衛生器材の補給の業務を行う陸上自衛隊の部  
隊

二 陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北補給処、陸上自衛  
隊関東補給処、陸上自衛隊関西補給処及び陸上自衛隊九州補給  
処

三 海上自衛隊の自衛艦隊、地方隊、護衛隊群、練習艦隊及び掃  
海隊群

改正案	現行
<p>（一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部長又は水上戦隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給を支給を受けていた期間が二年以上である者</p>	<p>（一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給を支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部長又は護衛隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給を支給を受けていた期間が二年以上である者</p>

別表第三（第八条の三関係）

部	サイバー防護群司令	作戦情報群司令部	情報作戦集団司令部	地区総監部	(略)	(削る)	(削る)	(略)	水上訓練指導群司令部	哨戒防備群司令部	水陸両用戦機雷戦群司令部	水上戦群司令部	(削る)	(略)	水上艦隊司令部	(略)	官職	種別
	サイバー防護群司令	作戦情報群司令	幕僚長 情報作戦集団司令官	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	水上訓練指導群司令	哨戒防備群司令	幕僚長 水陸両用戦機雷戦群司令	水上戦群司令	(削る)	(略)	幕僚長 水上艦隊司令官	(略)		一種
	一種	一種	一種	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	一種	一種	一種	一種	(削る)	(略)	一種			

別表第三（第八条の三関係）

(新設)	(新設)	(新設)	地区総監部	(略)	海洋業務・対潜支援群司令部	艦隊情報群司令部	海上訓練指導隊群司令部	(新設)	(新設)	護衛隊群司令部	掃海隊群司令部	(略)	護衛艦隊司令部	(略)	官職	種別
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	令 海洋業務・対潜支援群司令	艦隊情報群司令	海上訓練指導隊群司令	(新設)	(新設)	護衛隊群司令	掃海隊群司令 幕僚長	(略)	幕僚長 護衛艦隊司令官	(略)		一種
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	一種	一種	一種	(新設)	(新設)	一種	一種	(略)	一種	(略)		

備考 (略)	(略)	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	補給本部長 副本部長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	一種	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	(略)	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	補給本部長 副本部長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	一種	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める自衛隊の部隊等の長）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 水上艦隊司令官</p> <p>十（略）</p> <p>十一 水上戦群司令</p> <p>十二 水陸両用戦機雷戦群司令</p> <p>十三 哨戒防備群司令</p> <p>十四～三十一（略）</p>	<p>（政令で定める自衛隊の部隊等の長）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 護衛艦隊司令官</p> <p>十（略）</p> <p>十一 掃海隊群司令</p> <p>十二 護衛隊群司令</p> <p>（新設）</p> <p>十三～三十（略）</p>